

令和5年2月14日

魚沼市議会議長 関 矢 孝 夫 様

議会運営委員会

委員長 富 永 三 千 敏

### 議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

#### 記

- 1 調査事件名 (1) 令和5年第1回魚沼市議会定例会の運営について  
(2) 令和5年度魚沼市各会計予算の審査について  
(3) 閉会中の所管事務調査について  
(4) 魚沼市議会委員会条例の一部改正について  
(5) 魚沼市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について  
(6) その他
  
- 2 調査の経過 2月14日、委員会を開催し、上記案件について協議した。  
令和5年第1回魚沼市議会定例会の付議事件及びその取扱い等については、別紙「令和5年第1回魚沼市議会定例会付議事件一覧」のとおりとすることとした。  
また、急施事件については、定例会開会前日までに受理した請願及び陳情は、議長において取扱いを決することとし、その他の事件は議会運営委員会に諮ることとした。  
閉会中の所管事務調査については、これを行うこととした。  
魚沼市議会委員会条例の一部改正について及び魚沼市議会の個人情報の保護に関する条例の制定については最終日委員会発議とすることとした。

## 議会運営委員会会議録

### 1 調査事件

- (1) 令和5年第1回魚沼市議会定例会の運営について
- (2) 令和5年度魚沼市各会計予算の審査について
- (3) 閉会中の所管事務調査について
- (4) 魚沼市議会委員会条例の一部改正について
- (5) 魚沼市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- (6) その他

2 日 時 令和5年2月14日 午前10時

3 場 所 本庁舎3階 委員会室

4 出席委員 大桃俊彦、大平恭児、富永三千敏、志田 貢、渡辺一美、森島守人  
(関矢孝夫議長)

5 欠席委員 佐藤 肇

6 説明員 内田市長、桑原総務政策部長

7 書 記 佐藤議会事務局長、和田議会事務局次長

### 8 経 過

開 会 (10:00)

富永委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。  
これより議事に入ります。

#### (1) 令和5年第1回魚沼市議会定例会について

富永委員長 日程第1、令和5年第1回魚沼市議会定例会についてを議題といたします。(1)  
付議事件について、執行部から説明をお願いいたします。

内田市長 付議事件につきましては、お手元に配付の事件一覧のとおりであります。詳細に  
つきましては、総務政策部長から説明させていただきますので、よろしくお願ひします。

桑原総務政策部長 それでは、お手元の付議事件一覧を基に、順次ご説明申し上げます。そ  
れでは、お手元の付議事件一覧を基に、順次ご説明申し上げます。

まず、事件番号1番、専決処分承認を求めることについて、専決第16号、令和4年度  
魚沼市一般会計補正予算第8号についてであります。

こちらにつきましては、12月22日の全員協議会においてご説明しお願いをさせていただきました12月の大雪対応に係る補正予算であります。去る12月18日から3日間にわたる集中的な降雪によって災害救助法及び市の災害救助条例を適用した緊急的な対応が必要となったことから、災害救助費において国道17号の滞留車両への救助費用及び要援護世帯への除雪に係る経費を合わせた4,012万円、並びに同額の充当財源を、令和4年度一般会計補正予算第8号として専決処分させていただいたことについて、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、議会の承認をお願いするものであります。

事件番号2番、令和4年度魚沼市一般会計補正予算第9号についてであります。当該補正予算の概要であります。歳入歳出予算の補正のほか、事業の進捗に合わせた継続費の補正及び繰越明許費の設定、並びに令和5年度実施事業の前倒しに係る債務負担行為の追加をお願いすることとしております。このうち、歳入歳出予算の補正につきましては、年度末までの予算執行において不用残が見込まれるものに係る減額分を中心に計上しておりますが、このほかに増額補正分といたしましては、主なものとして、道路機械除雪排雪作業委託料の不足として5億円を追加することとしているほか、県営ほ場整備・県営かんがい排水事業や消雪パイプ散水管更新、橋梁補修などの国の補正予算に伴う事業実施の前倒しに係る追加、また、関係機関との調整による四日町排水ポンプ場関連経費の追加、また、電気料高騰に伴う市道消融雪施設の光熱費の追加に加え、ふるさと寄附金の増額分1億円に伴う関連経費の追加など、以上に係る予算の補正を予定しており、これら一連の追加・組替とともに、財源の調整・変更を含めた内容を第9号補正予算としてお願いするものであります。なお、補正額につきましては、減額分・増額分の差引で、歳入歳出それぞれ約6億7,000万円ほどの増額補正を現時点では見積っております。

なお、今回の補正予算の財源としては、国庫支出金の補正予算分に係る社会資本整備総合交付金のほか、個人・法人市民税、普通交付税及びふるさと寄附金などの増額分、また、国補正に伴う前倒し事業の補助裏に充てる市債、加えて最終的な不足分に対して財政調整基金などを充当する内容としております。

事件番号3番、令和4年度魚沼市国民健康保険特別会計補正予算第2号につきましては、事業勘定分におきまして、被保険者の療養給付費を追加するほか、直営診療所施設勘定及び病院事業会計のそれぞれに対する特別調整交付金分の繰出金の追加などに係る予算の補正を予定しており、補正額につきましては、歳入歳出それぞれ1,760万円の増額補正を現時点では見積っております。

一方の直診勘定分におきましては、守門診療所における備品購入を取りやめることとして、50万円の減額補正を見積もっております。これら一連の追加・減額とともに、財源の調整・変更を含めた内容を第2号補正予算としてお願いするものであります。

事件番号4番、令和4年度魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号につきましては、保険料の確定見込による広域連合納付金の追加分に、広域連合共通経費に係る負担金や健診事業費の確定による減額分を差し引いて、歳入歳出それぞれ150万円の増額補正をお願いしたいとするものであります。

事件番号5番、令和4年度魚沼市介護保険特別会計補正予算第3号につきましては、予算総額の補正増減はありませんが、歳入において調整交付金や地域支援事業交付金等の減額に対する一般会計及び基金からの繰入金を増額調整、また、歳出における事業費の組替

及び財源内訳の調整をお願いするものであります。

事件番号6番、令和4年度魚沼市工業団地造成事業特別会計補正予算第1号につきましては、水の郷工業団地において分譲区画の売却に至らなかったことから、売却収入及び一般会計への償還金について、歳入歳出それぞれ3億7,550万円の減額補正をお願いするものであります。

事件番号7番、令和4年度魚沼市病院事業会計補正予算第1号につきましては、医療機器の更新事業の不用見込額をそれに係る財源とともに更正することとして、資本的収入及び支出でそれぞれ800万円の減額補正をお願いするものであります。

事件番号8番、令和4年度魚沼市ガス事業会計補正予算第2号につきましては、収益的収入及び支出、並びに資本的収入及び支出における金額の増減はありませんが、四日町地内国道17号におけるガス管布設替工事の実施について、令和5年度までの債務負担行為の設定を当該補正予算でお願いするものであります。

事件番号9番、令和4年度魚沼市水道事業会計補正予算第2号につきましては、収益的収入におきまして、上水道及び簡易水道に係る電気料金価格高騰による損益分に対し、一般会計を通して国の地方創生臨時交付金で補填することとして380万円の追加を、また、収益的支出において上水道浄水施設に係る電気料不足分として290万円の追加をそれぞれお願いするものであります。加えて、山口地内における水道管布設替工事の実施について、令和5年度までの債務負担行為の設定をお願いするものであります。

事件番号10番、令和4年度魚沼市下水道事業会計補正予算第2号につきましては、収益的収入におきまして国の補正予算に係る国庫補助金に加え、電気料金価格高騰による損益分に対する補填分として一般会計を通した国の地方創生臨時交付金を合わせた700万円を追加するとともに、収益的支出におきまして、国の補正予算による前倒し事業として計画策定業務委託料550万円の追加をお願いするものであります。また、資本的収入におきまして、国の補正予算による前倒し事業に対する国庫補助金及び補助裏に充てる下水道事業債を合わせた4,900万円を追加するとともに、資本的支出におきまして国の補正予算による前倒し事業として穴沢・横根地区統合下水道管渠接続工事など5,100万円の追加をお願いするものであります。

事件番号11番から事件番号19号までの9件につきましては、令和5年度の当初予算に関するもので、一般会計のほか、4つの特別会計と4つの企業会計を合わせた9つの会計予算の審議をお願いするものであります。

事件番号20番、魚沼市議会議員及び魚沼市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてであります。本案につきましては、公職選挙法施行令の改正に伴い、選挙運動の公費負担金額の算定単価を見直すこととして、所要の改正を行うものであります。

事件番号21番、魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。本案につきましては、組織機構の一部見直しに伴い、職員の職務分類の中に新たに室長を加えることとして、所要の改正を行うものであります。

事件番号22番、魚沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてであります。本案は、感染症防疫作業や家畜伝染病まん延防止のための作業に従事した場合に係る防疫作業手当を新設することとして、所要の改正を行うものであります。

事件番号 23 番、魚沼市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、正職員の給与改定に併せて、給料表を準用する会計年度任用職員の給料表を見直すこととして、所要の改正を行うものであります。

事件番号 24 番、魚沼市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、民法及び国が定める基準の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

事件番号 25 番、魚沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましても、事件番号 24 番と同様に、民法及び国が定める基準の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

事件番号 26 番、魚沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、国が定める事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

事件番号 27 番、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理につきましては、こども家庭庁の設置に伴って改正となる法律の改正に併せて、規定を引用する 4 つの条例について所要の改正を行うものであります。

事件番号 28 番、消防団員の処遇改善に伴う関係条例の整備につきましては、副分団長以下の消防団員の年額報酬の見直しなどを行うこととして、関係する 2 つの条例について所要の改正を行うものであります。

事件番号 29 番、魚沼市立学校施設使用料条例の一部改正につきましては、入広瀬小学校の閉校に伴い、所要の改正を行うものであります。

事件番号 30 番、魚沼市体育施設条例の一部改正につきましては、現在の入広瀬小学校の体育館及びグラウンドを、同校の閉校に伴って社会体育施設として移管し取り扱うこととして、所要の改正を行うものであります。

事件番号 31 番、魚沼市地域振興センター条例の一部改正につきましては、地域振興センターのインフォメーション棟の 2 階の一部を貸室として開放するにあたり、料金の規定も含めて所要の改正を行うものであります。

事件番号 32 番、魚沼市老人憩の家条例の一部改正につきましては、堀之内老人憩の家の移転に伴い、所要の改正を行うものであります。

事件番号 33 番、魚沼市精神障害者医療費助成条例の一部改正につきましては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

事件番号 34 番、魚沼市国民健康保険条例の一部改正につきましては、健康保険法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

事件番号 35 番、魚沼市温泉利用条例の一部改正につきましては、ふれあい交流センターこまみの指定管理者制度の導入に併せて、同施設の温泉源泉である青島温泉を追加することとして、所要の改正を行うものであります。

事件番号 36 番、魚沼市営住宅条例の一部改正につきましては、栃尾又住宅 1 号棟及び 2 号棟を廃止することに伴い、所要の改正を行うものであります。

事件番号 37 番、魚沼市役所旧小出庁舎及び小出公民館等解体工事請負契約の変更につきましては、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号、及び、魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき議決をいただいた旧小出庁舎及

び小出公民館等解体工事請負契約について、現場建物におけるアスベスト含有物の除去範囲の追加が発生したことにより費用の増高が生じたことから、契約の変更について議決をお願いするものです。

事件番号 38 番から事件番号 41 番までの 4 件につきましては、指定管理者制度を導入する公の施設において、その管理を行わせる指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会議決をお願いするものであります。付議事件に関する説明につきましては、以上でございます。

富永委員長 説明が終わりましたので、これから質疑を受けたいと思います。質疑はありますか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。お諮りします。ただいま説明のあった市長提出事件については、これを受けるとにしたいと思います。ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、市長提出事件については受けることに決定しました。

次に、議長提出・受付事件について説明を求めます。

佐藤議会事務局長 (資料「令和 5 年第 1 回魚沼市議会定例会付議事件一覧(案)」により説明)

富永委員長 それでは、ただいまの議長提出・受付事件について質疑はありますか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。お諮りします。議長提出・受付事件については、これを受けるとにしたいと思います。ご異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、議長提出・受付事件については受けることに決定しました。

次に、(2)付議事件の取扱いについてを審議願います。ア、イについて議会事務局長に説明を求めます。

佐藤議会事務局長 (資料「令和 5 年第 1 回魚沼市議会定例会付議事件一覧」の取扱(案)について説明)

富永委員長 ただいまの説明について質疑はありますか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。お諮りします。事務局長の説明のとおり取扱いとすることでご異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

次に、ウ、急施事件の取扱いについて議会事務局長に説明を求めます。

佐藤議会事務局長 急施事件の取扱いについては、定例会開会日前日までに受理した請願、陳情については、議長において取扱いを決することとし、その他の事件については議長と委員長が協議し、議会運営委員会で取扱いを決定することとします。

富永委員長 ただいまの説明について質疑はありますか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。お諮りします。急施事件の取扱いについては、定例会開会日前日までに受理した請願、陳情は、議長において取扱いを決することとし、その他の事件については、議長、委員長が協議し、議会運営委員会で取扱いを決定することでご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

## (2) 令和 5 年度魚沼市各会計予算の審査について

富永委員長 日程第 2、令和 5 年度魚沼市各会計予算の審査についてを議題といたします。

議会事務局長に説明を求めます。

佐藤議会事務局長 基本的なやり方については、例年と変更はありません。変わった部分について説明させていただきます。今回の変更として、通告内容が重なった場合は事務局で

整理し、該当の議員に期限をお示しして連絡しますので、該当の議員で確認、調整をして期限までに結果を事務局にお知らせいただきたいと思います。執行部につきましては、調整結果をまたお知らせします。(資料「令和5年度魚沼市各会計予算の審査について」説明)

富永委員長 ただいまの説明について質疑はありませんか。

森島委員 予算質疑の重なりを整理していこうということはいいいのですが、お互いの言いたい部分があるかと思しますので、調整の際、2人いる、3人いる方の意思をきちんと把握していただければと思います。1人が代表質問するということではないと思いますので、その点配慮いただきたいと思います。

佐藤議会事務局長 趣旨としては、今までも重なった場合については、全く同じ質問をするのではなく、足りない部分についてその場で調整いただいて質疑をされていたかと思えます。今回、事前に調整をいただき、事務局及び執行部へお知らせいただければ、議事がスムーズにいくのではという趣旨でご理解願います。代表質問的にしたいということではないです。

渡辺委員 今までも先に質問した人の足りない部分を聞くということにしていたと思うのですが、どういうイメージなのでしょう。

佐藤議会事務局長 イメージは渡辺委員がおっしゃったように、今までと基本は変わりませんけれど、ただ、違うのは聞いてから調整するという部分を先取させていただきたいという趣旨です。

渡辺委員 重なった方が3人いたら、自分の言いたいことを言い合っ、お互いに確認するイメージでしょうか。

佐藤議会事務局長 そういうイメージなのですが、ただ、今までも取り下げもありました。また、先にこの部分については聞きましたので了解しましたが、この部分については、私は聞きたいのでお願いします。というようなことで質疑されていたかと思えます。今まではその場で調整いただいたのですが、先ほど言いましたように、重なった人で調整し、結果を事前にお知らせいただいて、執行部へ事前に流しておけば答えやすいかということで提案させていただきました。

富永委員長 しばらくの間休憩とします。

休 憩 (10:36)

(休憩中に懇談的に意見交換)

再 開 (10:36)

富永委員長 休憩を解き、会議を再開します。ほかにございませぬか。(なし) 質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。お諮りいたします。令和5年度会計予算審査の方法につきましては、議会事務局長の資料説明のとおり、予算審査特別委員会を設置して審議することとし、質疑については通告制として、通告期限を2月28日火曜日、正午とすることでご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

ここでしばらくの間、休憩とします。

休 憩 (10 : 37)

休憩中に懇談的に意見交換（正副委員長の互選について協議）

再 開 (10 : 39)

富永委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

### **(3) 閉会中の所管事務調査について**

富永委員長 日程第3、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務調査を行うことについて、議長宛て申し出をしたいと思いません。ご異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務調査については、議長宛て申し出を行うことに決定しました。

### **(4) 魚沼市議会委員会条例の一部改正について**

富永委員長 日程第4、魚沼市議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。議会事務局長に説明を求めます。

佐藤議会事務局長 2常任委員会から3常任委員会に変更するにあたり、条例の一部改正について議員発議を考えています。発議についてご協議いただきたいと思います。（資料「魚沼市議会委員会条例の一部を改正する条例」により説明）

富永委員長 ただいまの説明に質疑はありませんか。（なし）質疑がないようですのでこれで質疑を終結します。ただいまの説明のとおり、魚沼市議会委員会条例の一部改正については、議会運営委員会で発議することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。それでは、この委員会で提出することに決定しました。

### **(5) 魚沼市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について**

富永委員長 日程第5、魚沼市議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。議会事務局長に説明を求めます。

佐藤議会事務局長 前回の委員会で、全国市議会議長会で示した一般市の案と魚沼市の条例の対比がないのかとご意見がありましたのでお示しさせていただきました。（資料「魚沼市議会の個人情報の保護に関する条例」により説明）

富永委員長 ただいまの説明に質疑はありませんか。（なし）質疑がないようですのでこれで質疑を終結します。ただいまの説明のとおり、魚沼市議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、議会運営委員会で発議することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。それでは、この委員会で提出することに決定しました。



## (6) その他

富永委員長 日程第6、その他を議題といたします。皆さんのほうからいかがでしょうか。

渡辺委員 例えば、介護保険などの各種審議会に、議会から平成21年くらいまでは代表も出ているのですが、その後、議会からは委員が出ないことになってしまいました。そのときに、もし、議員が出ないのであれば、審議会の傍聴、日程、議事録をきちんとお知らせいただきたいとお願いしたのですが、なかなかそこが徹底されていないという気がします。きちんともう1回よく考えて、皆さんで今後は前と同じように議員代表を入れていくのかどうか、というようなところを私はそろそろ考えてもいいのではないかと、そういう時期に来ているのではないかとこの議会運営委員会の中で、早急に結論を出すということではないのですが、研究していけたらいいかなと思います。

富永委員長 しばらくの間休憩します。

休 憩 (10:47)

(休憩中に懇談的に意見交換)

再 開 (10:54)

富永委員長 休憩を解き、会議を再開します。ほかにありませんか。(なし) ないようですので、これで本日の会議を終わらせていただきたいと思います。会議録の調製については委員長に一任をお願いします。これで、本日の議会運営委員会は閉会いたします。

閉 会 (10:54)